

## 令和8年1月5日よりお客様専用WEBページ 【マイポータル】が始まりました！

水道の使用開始・中止のお手続きや、支払方法の変更、名義変更等のお手続き  
(①～③)はマイポータルから可能です。



詳細は千葉県営水道ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/myportal.html>

### ①新たに水道を使用するとき [給水申し込み]

■引越してきたとき

■家を新築したとき

※お届けいただかないと使用開始日やお名前の確認がとれないので、後日、料金のトラブルのもとになります。

※県営水道では「千葉県水道事業給水条例」に基づき、お客様と契約を締結しております。

※給水条例は、P42～43に抜粋を記載しています。全文については、県営水道HPの「千葉県法規集」をご確認ください。

### 口座振替またはクレジットカード払いの継続利用について

県営水道給水区域内(11市)での転居に限り、転居前の支払方法(口座振替またはクレジットカード払い)を引き続き、ご利用することができます。

### ②水道の使用をやめるとき [給水の中止]

■引越していくとき

お手続きの際は、住所・使用者名・引越しの日時・転居先のほか、お客様番号(「使用水量のお知らせ」又は

領収証に表示してあります)をご確認ください。

※お届けがないと、次に入居されるお客様との料金区別ができませんので、必ずお手続きしてください。

(引越し予定日の1か月前から3日前までにお手続きしてください。)

■改築や長期間留守にするなど、一時水道を止めたいとき

給水契約中は水道を使用しなくても基本料金がかかりますので水道等使用中止申込手続きを行ってください。なお、再びご使用になる時は、水道等使用開始申込を行ってください。

### ③その他の変更があったとき

■支払方法を変えたいとき(口座振替、クレジットカード払いなど)

■ご利用になるお客様の名義を変えたいとき

■水道料金納入通知書等の郵送先を変更したいとき

### ④道路で水がもれているとき

水もれをしている場所の住所または目印となる建物などをご連絡ください。

## ⑤ 料金、使用水量（漏水等）や水質に関するお問い合わせ

## ⑥ 水道に関する相談やその他のお問い合わせ

④のご連絡および⑤・⑥でFAQよくあるご質問等をご参照いただいても解決しない場合や、インターネットをご利用いただけない場合は、「県水お客様センター」までご連絡ください。

「県水お客様センター」の受付時間外（夜間・休日）や修繕のお問い合わせは各地区の「水道センター」へご連絡ください。

「県水お客様センター」及び「水道センター」の連絡先や受付時間については、裏表紙の「お問い合わせ先」をご確認ください。

※お問い合わせのときは、使用水量のお知らせ（6ページ参照）や領収証に記載されている「お客様番号」をお知らせください。

「お客様番号」がご不明な方は、水道のご使用場所と「水道使用者標識」に記載されている番号をお知らせください。

### 水道使用者標識



※企業局では、お客様からのお問い合わせやお届けなどに、すぐ対応できるように水栓番号をつけています。この標識はご家庭の玄関口などに貼ってあります。

## 【FAQよくあるご質問】 【チャットボット】

をご利用ください

各種お手続き内容の確認やお問い合わせは、FAQよくあるご質問ページでご確認いただけるほか、チャットボットからのお問い合わせも可能です。詳しくは、千葉県営水道ホームページをご覧ください。



## ①（使用開始）・②（使用中止）のお手続きについては、引越れんらく帳（インターネット）からでも可能です。



詳細は千葉県営水道ホームページをご覧ください。  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/uketsuke.html>

## 上下水道料金の一元化徴収

習志野市を除く給水区域内の各市の下水道使用料については、千葉県企業局が水道料金と一括してご請求しています。（16・17ページ参照）

①から③のお手続きをしていただくことで、自動的に各市への手続きも完了しますが、習志野市にお住まいのお客様については、下水道事業は習志野市（市役所）が行っていますので、別途お届けが必要となります。